

輸入植物検疫規程の一部を改正する件（案）新旧対照条文
 ○輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）

改正後	現行
<p>（検疫の対象とならない植物） 第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当しない。 一（略） 二 木材こん包材（加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー、スキッドその他のこん包材にあつては、生産国において国際植物防疫条約に基づき設置された植物検疫措置に関する委員会が定める植物検疫措置に関する国際基準第十五（ISPM十五）の附属書一の規定に適合する方法による消毒が行われ、かつ、当該国際基準第十五の附属書二の規定に適合する方式による表示が付されているものに限る。） 三〇十（略）</p>	<p>（検疫の対象とならない植物） 第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当しない。 一（略） 二 木材こん包材（加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー、スキッドその他のこん包材にあつては、生産国において別表第六に掲げる方法による消毒が行われ、かつ、別記様式による表示が付されているものに限る。） 三〇十（略）</p>

改正後

〔削る〕

現行

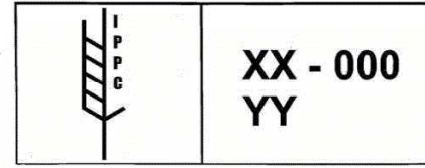
別表第六 木材くん包材の生産国における消毒方法の基準〔第六条〕									
実施の基準									
方法			薬量(単位)						
一、臭			グラム毎						
二、臭			立方メートル						
三、熱			間						
四、熱			間						
五、熱			間						
六、熱			間						
七、熱			間						
八、熱			間						
九、熱			間						
十、熱			間						
十一、熱			間						
十二、熱			間						
十三、熱			間						
十四、熱			間						
十五、熱			間						
十六、熱			間						
十七、熱			間						
十八、熱			間						
十九、熱			間						
二十、熱			間						
二十一、熱			間						
二十二、熱			間						
二十三、熱			間						
二十四、熱			間						
二十五、熱			間						
二十六、熱			間						
二十七、熱			間						
二十八、熱			間						
二十九、熱			間						
三十、熱			間						
三十一、熱			間						
三十二、熱			間						
三十三、熱			間						
三十四、熱			間						
三十五、熱			間						
三十六、熱			間						
三十七、熱			間						
三十八、熱			間						
三十九、熱			間						
四十、熱			間						
四十一、熱			間						
四十二、熱			間						
四十三、熱			間						
四十四、熱			間						
四十五、熱			間						
四十六、熱			間						
四十七、熱			間						
四十八、熱			間						
四十九、熱			間						
五十、熱			間						
五十一、熱			間						
五十二、熱			間						
五十三、熱			間						
五十四、熱			間						
五十五、熱			間						
五十六、熱			間						
五十七、熱			間						
五十八、熱			間						
五十九、熱			間						
六十、熱			間						
六十一、熱			間						
六十二、熱			間						
六十三、熱			間						
六十四、熱			間						
六十五、熱			間						
六十六、熱			間						
六十七、熱			間						
六十八、熱			間						
六十九、熱			間						
七十、熱			間						
七十一、熱			間						
七十二、熱			間						
七十三、熱			間						
七十四、熱			間						
七十五、熱			間						
七十六、熱			間						
七十七、熱			間						
七十八、熱			間						
七十九、熱			間						
八十、熱			間						
八十一、熱			間						
八十二、熱			間						
八十三、熱			間						
八十四、熱			間						
八十五、熱			間						
八十六、熱			間						
八十七、熱			間						
八十八、熱			間						
八十九、熱			間						
九十、熱			間						
九十一、熱			間						
九十二、熱			間						
九十三、熱			間						
九十四、熱			間						
九十五、熱			間						
九十六、熱			間						
九十七、熱			間						
九十八、熱			間						
九十九、熱			間						
一百、熱			間						
概要			温度は木材中心温度とすること。						
概要			濃度の測定は、少なくとも二、四、二四時間後に実施すること。						

改正後

取 付

[別記様式]

別記様式 木材こん包材の消毒済み表示[第六条]



備考

- 1 本表示は、少なくとも、シンボルマーク、木材こん包材の生産国を示す2文字のISO国名コード(XX)及び木材こん包材の生産者の登録番号(000)並びに別表第6に掲げる消毒方法を表すもの(YY。熱処理にあつてはHTとし、臭化メチルくん蒸にあつてはMBとする。)を含むものとする。
- 2 本表示は、以下のとおりとすること。
 - (1) 明瞭に判読できること。
 - (2) 恒久的であり、かつ、取り外せない方法で付されていること。
 - (3) 目に見える位置に配置され、可能な限り木材こん包材の1面と反対側の1面の少なくとも2面に付されていること。
 - (4) 赤色及びオレンジ色は、使用を避けること。